

議員提出議案第8号

琴浦町地酒で乾杯を推進する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会
会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年12月20日 提出

提出者	琴浦町議会議員	大	平	高	志
賛成者	同	桑	本		始
	同	青	亀	壽	宏
	同	手	嶋	正	巳
	同	高	塚		勝
	同	新	藤	登	子
	同	桑	本	賢	治
	同	澤	田	豊	秋
	同	押	本	昌	幸
	同	福	本	ま	り
	同	角	勝	計	子
	同	前	田	敬	介
					孝

平成30年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成30年琴浦町条例第 号

琴浦町地酒で乾杯を推進する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、豊かな自然や歴史と伝統に育まれた本町並びに鳥取県中部地域で製造されている日本酒その他の酒類（以下「地酒」という。）による乾杯を推進することで酒造業の伝統を守り、その他関連産業の振興に寄与することを目的とする。

(町の役割)

第2条 町は、地酒による乾杯を推進することにより、地酒の普及に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 地酒の生産又は販売を業として行う者(以下「事業者」という。)は、町及び他の事業者並びに原料である酒米の供給者と相互に協力することにより、地酒による乾杯を推進し、日本酒産業の振興及び地酒の普及に取り組むとともに、地酒に関する知識の普及に努めるものとする。

(町民の協力)

第4条 町民は、町及び事業者が行う地酒による乾杯を推進する取組及び地酒の普及に関する取組に協力するとともに、地酒に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(嗜好等への配慮)

第5条 町、事業者及び町民は、この条例の実施に当たり、地酒に対する個人の嗜好及び飲酒に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。